

令和4年度 第16回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 5年 3月 23日(木)

招集場所 元気館 視聴覚室

2. 出席委員 大橋教育長、服部委員、日高委員、井上委員、武田委員

3. 説明のため出席を求めた者及び参加者

高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、原田調整監

4. 会議録に署名すべき委員の指名

武田委員、井上委員

大橋教育長： (9:28~)

本日盛りだくさんではあります、よろしく願いいたします。後ほど議会等々の報告もさせていただきますと思いますが、一般質問等でも再編であったり、ふるさと教育の充実であったり、人づくりであったりということで、12人の委員さんが全員一般質問に立たれたというのなかなかないことではあったんですけど、そのうちの8人の方が教育委員会に含めて質問いただいたということで、ある意味注目されて関心を持っていただいているというふうに感じております。また詳細は後ほどお伝えをさせていただきたいと思います。

日程第2 会議録署名委員の指名

本日の会議録署名委員ですが、武田委員さん、井上委員さん、お願いをします。

日程第3 議決事項

議案第67号 邑南町公民館館長の任命についてよろしく願いいたします。

三上生涯学習課長：

議案第67号 邑南町公民館館長の任命についてでございます。その後の文言について間違いがございましてすぐに差替えの文書を持って来ますので、大変ご迷惑をおかけします。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきまして、令和4年度、令和5年3月31日までが今期の任期となっております、令和5年4月1日から令和7年3月31日の任期で公民館の館長の任命となります。12館の公民館のうち、阿須那公民館の服部勲様、それから布施公民館の松島尚志様、市木公民館の石田雅春様が新しく公民館長となられております。それ以外の公民館の館長様は引き続き館長となっておられます。以上です。

大橋教育長：

任期がまいるということで、来年度4月1日から2カ年の公民館長の任命について事務局より提出がございました。阿須那公民館、布施公民館、市木公民館に新たに公民館館長をご承認いただくというところでございます。この件についてはよろしいでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：

それではお認めいただいてということで、次に進めさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第68号 邑南町公民館運営審議会委員の委嘱についてよろしくお願いたします。

三上生涯学習課長：

これにつきましても文言が間違えておりますので、また改めて差替えをさせていただきます。議案第68号 邑南町公民館運営審議会委員の委嘱について、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきまして、公民館長と同じ任期になっておまして、こちらの方も令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。新たに運営審議委員さんになられた方では、布施公民館の岡本和幸様、中野公民館の熊山仁志様、日貫公民館の古田五二嗣様が新たに運営審議委員さんになられております。それ以外の公民館につきましては、引き続き運営委員さんになっていただいております。以上です。

大橋教育長：

この公民館の運営審議会というのは、公民館等についての諮問機関にあたります。なにかいろいろ在り方であったり、方向性について教育委員会の方で疑問が生じた場合は、こちらの方に諮問して答申をいただくというような機関でございます。それで任期は公民館と同じ2カ年であるということと、新たに布施公民館、中野公民館、日貫公民館新たにご就任いただくという今説明をいただきました。この件につきましては人事案件でございますので、よろしいでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。それでは議案第68号につきましてもお認めをいただきました。続きまして議案第69号でございます。邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてよろしくお願いたします。

高瀬学校教育課長：

議案第69号 邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けております。こちら県の方から通達がございます、こちらにあります様式の方、押印廃止の規定改正がございましたので、この度町の方でも定めております管理規則について押印廃止の様式変更を提出させてもらったものでございます。これについては以上でござ

ざいます。

大橋教育長：

この規則につきましては押印廃止というところで規則改正を行うということでございます。提出をいただく書類の氏名の横にある印と承認するという教育長の印を省いていくというところでございます。この件についていかがでしょうか。それでは無いようでしたら、議案第69号についてお認めいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。続きまして議案第70号でございます。邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正についてよろしく願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第70号 邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。これにつきましては外国語指導助手のALTの方ですが、今3名いらっしゃいますが、こちらの方の任用規則、今回改正させてもらっております。全般的に言いますと、ALTの方は町の方にいらっしゃいます会計年度任用職員さんと同じ扱いとなっておりますので、この度改正後の方でございますが、特別休暇、介護休暇、介護時間等々、こちら町の方で定めております会計年度任用職員の規則の方を準用する形ということで、今回改正させてもらっております。これまでは特別休暇をそれぞれ号立てして改正しておりましたが、町の方の会計年度任用職員の改正がある度にこちらも改正するということになりますので、町の方の会計年度任用職員の特別休暇、介護休暇、介護時間等々が変われば、こちらの方改めて改正することなくそれを準用するという形で今回、こちらの方改正させてもらっております。それから8分の7頁のところの第29条につきましても、これについても手続き等々は別に定めておりましたが、こちらについても役場の常勤職員の例によるというふうなところで、こちらも改めて変更することはしないように準用した形のほうで変えさせてもらっているところでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

今の説明をいただきました。邑南町の会計年度任用職員の規則をそのまま使っていくというところで、その文言等が入り込んでいるというふうな説明がありました。やり方としては今までと一緒。

高瀬学校教育課長：

やり方としては今までと一緒なんですけど、この度会計年度任用職員は町の方の修正があつとるんですけど、修正がある度にこちら直さなければいけないので、後追いになりますし、途中で改正し忘れたってことが無いようにするために、準用する形でさせてもらって

います。

大橋教育長：

はい、ということでございます。何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

それでは議案第70号 邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正についてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。では続きまして、議案第71号 邑南町国際交流員任用規則の一部改正についてよろしく願いいたします。

三上生涯学習課長：

議案第71号 邑南町国際交流員任用規則の一部改正についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めらるるものでございます。一枚はぐっていただきましたら、資料を付けております。これにつきまして、先程高瀬の方が説明をされましたものと全く同じでございます。こちらは国際交流員、CIRの任用規則になってございます。説明については先程と全く同じでございますので省かせていただければと思います。以上でございます。

大橋教育長：

この議案につきましても先程と内容は同じでございます。担当課が違うので、こういうふうにご立出で出たところでございます。この件についてはよろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

ありがとうございます。それでは議案第71号 邑南町国際交流員任用規則の一部改正についてはお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。

続きまして議案第72号 邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてでございますが、これに入る前に、少し説明をさせていただきながら、これをご覧いただいた方がよりわかりやすかなと思って、少しお時間をいただければと思います。お手元の資料の一番最後のページA4縦長で内示表を2枚付けております。その中の教育委員会のところをご覧いただければと思います。最後のページになろうと思います。まず一番左の列でございます。教育委員会今までは学校教育課と生涯学習課というような課名で掲載をしておりましたが、以下のように変わります。以前も少しふれさせてもらいましたけど、正式には学びのまち総務課、学びのまち推進課の2課に再編をいたします。まず学びのまちでございますけど、これは町民憲章から引用したものでございます。但し、まちにつきましては少し柔らかいイメージということで、平仮名にさせてもらっております。総務課の方でございます。2列目赤文字で黄色になってますけど、現在学校教育課の補佐、植田補佐が昇格で課長にあがってまいります。3列目総務グループと施設管理グループが総務課の管轄になっていきます。総務グループは基本的に学校教職員の人事であったり、いろいろ調査ものもそうですけど、学校保健であったりっていうようなところが以前同様に入っております。その下の施設管理グループ、これは1つ今回の目玉と言いますか、重要視したところでございます。学校、公民館、社会体育施設等々併せて、教育委員会相当な数の施設を今保有をしております。それを今まではもちろんですけど、個別にいろいろ計画を立てて、個別管理計画等々もつくりながら維持に努めてまいりました。今後もその方針は変わりはないんですけど、そうはいつでもですねすべての施設をこのまま維持していくということがもう不可能な状態にあるのが現実であります。そうしたときに、これも一般質問でもあったんですけど、機能は残していきたい、例えばその地域に体育施設、学校の体育館であったり、地域の体育館であったりという、体育であったりスポーツであったりという領域は少なくとも残していかなければいけないという発想に至ったときに、学校の体育館と地域の体育館をどういうふうに併せ持って、活用していくのかっていう発想もいずれ出てくるだろうなあというふうに思っています。現に今矢上地域におきましては、矢上小学校の体育館と地域の体育館、改善センターを共有させていただいております。そういった発想もですね、必要であるということで、研究をしてもらいながら、方向性を示すというのが、実はこの施設管理グループの一番大きな業務、任務になっていくのかなというところで、種補佐を中心に動いていただくというふうに考えております。それともう一つの推進課の方ですけど、これは引き続き高瀬課長に残っていただきまして、任を担っていただくというふうに思います。3列目です。学社連携・協働グループ、共生社会・人権教育グループ、地域づくり・食育推進グループの3つのグループに分けさせていただいて、それぞれ補佐がグループリーダーとして管理をしております。学社連携・協働グループです。これも1つの大きな領域になってきています。今学校教育、ご存じだと思いますけど、社会に開かれた教育課程というところで、学校はもう学校完結型ではなくて、地域との協働によってより多くの効果であったり、成果であったりというのを求められているところでございます。一方社会教育の以前より地域学校であったり、地域との連携、協働ということで、取り組んできておりますので、それを1つにした状態で子どもを中心に据えてどういうふうに、学校・地域・家庭が連携していけばよいのかっていうのを、1つの姿勢を示したいというところで、このように編制をさせていただいております。主には学校で言いますと、コミュニティースクールの導入であったり、地域とともにある学校づくりであったりというようなところもここが担ってい

きます。それと2番目の共生社会・人権教育ですけど、これは基本学校教育課でも、学校に行きづらいお子さんであったり、生活しづらい、学校生活が送りづらいようなお子さんを今、対応させていただいておりますけど、併せ持って社会教育においても、多様性というような本当に言われております。それも併せ持って、このグループが担ってまいると。実際にここは2人しか名前が入っておりませんが、後堀尾指導主事、それといじめ専門員として山口明彦がこのグループに入っております。それと最後の地域づくり・食育推進ですけど、これも新聞等々でもご覧いただいたと思います。食の学校が教育委員会の管理下の方に入っております。併せて食育推進というのを1つのメインに食の学校を動かしていくというところで、このグループを付けさせていただいております。実際は地産地消でございますので、いろいろ地域に向けて地域素材をいかしたという発想で動いてまいります。特に議会等々でも話をさせていただきましたけど、邑南町ならではの給食が地産地消を通して、もし開発できるのであれば邑南町らしい給食っていうので、子ども達にも意味のある食育が進められるかなあというようなところで、食の学校を介しての給食のさらなる研究と言いますか、いうのも担っていただくというふうに考えております。以上総務課の方で2つのグループ、推進課の方で3つのグループに分けて、両課で今までやっておりましたものをしっかりと共同体制を組んで今後動かしていくというようなところでございます。あと中身については若干職員等々異動しておりますので、またご覧をいただければというふうに思っております。後黄色い帯になっているのは、基本は現課より異動する職員に帯がついておりますけど、教育委員会につきましては、課の名前が変わるということで、全員に帯がついておりますので、異動される、とどまるというのはちょっと見にくいというか分かりにくいかも知れませんが、ご覧をいただければというふうに思います。併せて公民館の方もここで言いますと口羽公民館、それと市木公民館、それと井原公民館、それと日貫公民館が職員の異動となっております。新たに職員が入っております。それと一番最後でございますけど、その表の一番下、3月31日をもって退職、辞職される方々、併せて15名という職員が事情によりまして止めていかれるということで、なかなか職員数もマイナスの状態です。4月1日はスタートしていかざるを得ない、いうところになっております。以上内示表をご覧いただきながら課の再編についてふれさせていただきました。そのことをふまえて、議案第72号をご覧をいただければと思います。それではよろしく願います。

高瀬学校教育課長：

議案第72号 邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の制定についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。この度は制定ですので、改正条項を付けております。課の名称変更であるとか、係名それからそれぞれの係の分担事務について新たに改正が必要となりました。併せて規則の中で、該当する課名等変更するものについてはこちら一括まとめまして、第1条から第6条という形で、管理規則の新たに制定をするということで改正させてもらったものでございます。まず第1条を書いてございますが、課名であるとか、係名、を書いております。それからその下、別表で課名、係名ごとに分担事務をまとめさせてもらったものでございます。総務係、施設管理係、それから次のページで学びのまち推進課の学社連携、スポーツ、文化等々係名ごとに分担事務をまとめております。それから別表の次ですが、こちら学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正ということで、こちら学校教育課で名称でてお

りましたので、こちらを学びのまち推進課の方に變更させてもらっております。それから次第3条として、学校給食費条例施行規則一部改正についても、こちら学校教育課とあるのを学びのまち推進課に改めております。それから社会教育委員会議運営規則の一部改正についても、課名の方生涯学習課から学びのまち推進課に改めております。それから教育支援委員会につきましても、学校教育課を学びのまち推進課に改めさせてもらっておるところでございます。最後第6条になりますが、教育委員会教育長職務代理者の事務の委任に関する規則の一部改正というところで、最後のページになりますが、第1条学校教育課長を学びのまち総務課長に、生涯学習課長を学びのまち推進課長に改めております。これにつきましては令和5年4月1日から施行ということにさせてもらっております。それ以降第1条関係から第6条関係まで新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。第1条が先程説明させていただきました規則の一部改正に伴うもので、アンダーラインのところはそれぞれ改正になっております。9分の2ページから分担事務の方それぞれ掲載させてもらっております。これが9分の9ページまででございます。それから第2条から第6条になりますが、それぞれこちら課名の方の変更を現行と改正後のところにそれぞれ該当する課名の方新たに記載させてもらったところでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

なかなか分量が多くて分かりにくい点もあろうかと思いますが、決して再編をしたからといって今までやっていた業務をなくしていくとか、ということではなくて総務課、推進課にそれぞれ合うように入替をしたりというようなところで、アンダーラインもしっかり付いたりしております。大まかに言えば総務課、推進課それぞれ先程説明したような大きな分担業務をさせていただきながら、細かいところっていうようなところがこれをご覧いただければと思います。例えば公民館は推進課であるとか、じゃあ給食はどこなのかっていったらこれは食の学校が受け持ちますので、推進課であったりっていうようなところですか。なかなかご理解いただけるか。

日高委員：

これページ数が書いてないんですけど、学校教育課を学びのまち総務課ですよ。

高瀬学校教育課長：

学びのまち総務課です。

日高委員：

このところ、私の思っているところでは、学校教育課を学びのまち推進課に改める。次も学校教育課を学びのまち推進課に改めるって。生涯学習課を学びのまち推進課に改めるはいいと思うんですけど、学校教育課は学びのまち総務課、これは違うのかな。議案第72号って書いてあるところから1枚めくって、2枚めくって、3枚めくったところに、表の下に説明があるじゃないですか、第2条邑南町立学校給食どうのこうのっていうので、第6条中「学校教育課」を「学びのまち推進課」に改めるって書いてある。

高瀬学校教育課長：

学校給食共同調理場の部分については。

日高委員：
推進課になるんですか。

高瀬学校教育課長：
推進課になるので、これについては学校教育課が学びのまち推進課に。

日高委員：
ああなるほど、わかりました。これはもう決まったんですね。この名前って。

大橋教育長：
最終的には今日お認めいただいて。手続き上は、教育委員会は人事権を持っておりませんので、一応内示を見させていただいたもので、本日決定をしていくという事務手続きを考えておりました。先程言われた日高委員さんの課名ですけど、給食関係は推進課の方に入るということで、学校教育課を推進課に読み替えるというふうにご理解をいただければと思います。

日高委員：
はい、わかりました。

大橋教育長：
その他いかがでしょうか。

服部委員：
正直この名前を聞いたときに、前の学校教育課と生涯学習課と比べるとちょっとわかりにくい、何がどこに入ったのかわかりにくいなという、ちょっととまどいはあったんですけども、まあそのうち慣れていくのかなと思いますけども、はい。で、前も年度の評価をするときに、生涯学習課と教育課と同じようなことをやっていて、連携しているのに評価が2つこう分かれていて、もうちょっとすっきりできないものかなと思ってたのが、こうやって共生社会・人権教育グループとかいうのでひとまとめになったら、評価なんかもすっきりしていいんじゃないかなとは思っています。それから、職員の数と同じなんですよ、おそらくね。

大橋教育長：
そうですね。

服部委員：
それで今度網羅するところが結構広がるので、今まで自分とは自分この係ってやってれば良かったものが、あっちやこっちやも、こう何もかも知っていないとできないような職員さんになると思うので、まあ頑張ってくださいしかない。職員数が減ってくるっていうけど、いろんなところ、町民もとまどって「これどこに行って何言やあいんかな」とかっていう感じになってくると思うんだけども、それを全部引き受けなきゃいけないから、今までは「それはあっちの係です」って言えたものが、言えなくなるというか、相当頑張って勉強していただかないといけないなと感じております。頑張ってください。

大橋教育長：

ありがとうございます。おっしゃっていただいたように、内示表でいきますと、課長補佐の列ですよ、先程言いましたけど、課長補佐がそれぞれ5つのグループのグループリーダー、まあGLというふうに言いますが、ここがうまく機能すれば、服部委員ご指摘をいただきました、「担当者じゃないと分からない」というような事実は少し解消されて、常にグループで対応していく。その分グループ全員での力量が問われてくるっていうのは間違いないというふうに思っておりますので、できる限りグループリーダーさんを中心に、より専門的な知識も含めて見識をもっていただきたいというふうに期待をしているところではあります。職員数については、一番内示の表の左の列に課の下に数字がありますけど、総務課が20名、推進課が24名、合わせて44名が教育委員会の、まあ公民館、学校の校務員さん含めての話になりますけど。これが定数でいるというふうにご覧をいただければというふうに思います。尚、事務所の机の配置につきましては、実はもう定員オーバーをしております、今文化財の部屋に、文化財の部屋ってご存じでしょうか。教育長室とこの部屋の間にもう一つ部屋が、ちっちゃな部屋があるんですけど、以前あそこでも教育委員会をやったりとかしてましたけど、そこに今文化財が入っております。そこにALTさんの3人の机を押し込んで、ALTさんに今の事務所からちょっと移動していただいて、場所を作ったというようなところです。コロナ禍でいくとなかなかもう三蜜は避けられないような状況ではありますけど、それでも実際職員は足りないというふうに個人的には私は思っています。

服部委員：

この子どもをつなぎにくいとかってというのは福祉とかなんかと連携するところが多いと思うんですけど、食育っていうのは本当は教育委員会って感じなんですか。

大橋教育長：

そうですね、教育の範疇でやっぱり食育っていうのはやっぱり言われますので、もちろん保健課にも管理栄養士がいますのと、一番は給食を介してどう伝えていくのかっていうのがメインになります。

服部委員：

A級グルメと食育、食の学校のことで注目度は高いし、教育委員会に全部掛かってきて大変だなという感じがあります。何か目玉にするにしても値上がりの時代で、給食費給食は値上がっているし、この度はコロナの助成金でなんとかなるみたいですけど、課題は多いかなと感じております。

大橋教育長：

その通りだと思います。

服部委員：

この間も給食会で話をしたんだけど、東京都の小池さんが米粉のパンを使って、そういうのもいいかなと思ってたけど、米粉パンが出来るようになったっていうのは、製粉技術が出来るようになったからだっていう話で、小麦粉と同じ大きさにまで製粉できるよ

うになったからこそパンが出来るようになったという話で、ただ米粉のパン食べりゃあいって話じゃなくて、邑南町の米を米粉にしないと意味は無いと思うので、おそらく高いんでしょねそういう技術は。導入するとなるとね。どっかで予算をとってもらってしっかり頑張っていたらなと思います。

大橋教育長：

励ましのお言葉ありがとうございます。

服部委員：

励ましになるかどうか、はい。

大橋教育長：

その他いかがでしょうか。

武田委員：

ちょっと確認にもなるんですけど、再編の一番の意図ってというのはそのハード面の整備ってものを集中して議論されるためにと思って大丈夫ですか。

大橋教育長：

この前の議会でもお伝えしたんですけど、二本立てで今考えておまして、1つは今委員さんおっしゃられたようにハード面、施設の管理を未来永劫に渡ってどういうふうに考えていくのかっていうのが一点と、もう一つはソフト面で学習指導要領に則って、地域・学校・家庭がどうやって連携していくのかがいいのかって言うような視点で、再編をさせていただきました。というふうにご理解をいただければと思います。

武田委員：

それはすごくよく分かりやすいと思うんですよ。先日Weフェスとかもありましたけど、主事さんたちもああやって子ども達と関わることを積極的にしとられるので、なんか回り出すとすごくなんかいい形になるんだろうなと思いつつ、確かに個別見ていくと食育どうするんだろうとかそういうのあるんですけど。もうなんか個人的にはすごくすっきりする書き方だなと思いました。

大橋教育長：

ありがとうございます。

武田委員：

公民館の施設管理は公民館なんですかね。

服部委員：

総務課でしょ。

武田委員：

総務課。

大橋教育長：

総務課です。実は公民館については、軽微の修繕等々についてはそこに職員がおりますので、基本的には公民館の職員が総務課と相談をしながらやっていくと。

武田委員：

そこがちょっとオーバーラップ。

大橋教育長：

そうですね。大規模改修についてはもちろん総務課が管理をします。水道管が壊れたとかなんかっていうのはまあ基本主事さんがやっていくというふうに考えています。

日高委員：

これ名前を一生懸命考えられたと思うんですけど、最初 LINE で教えていただいたとき、どちらが学校教育課でどちらが生涯学習課かちょっと分かりにくくて、教えていただいてなるほどと思ったんですけど、総務課ってつくど今度、総務課ってあるじゃないですか、それとなんかおじいちゃんおばあちゃんとか混乱しそうだなぁと思って。学びのまちっていうのはいいなと、その皆さんのなんだろう、理想っていうか、そういう子どもから大人までみんなで学んでいこうっていう、町を創ろうっていう、なんとなくそういうイメージは伝わるんですけど。総務課っていうのがちょっと気になって、そこがちょっと気になりました私、なんかね。それとたけのこ学級っていうのは、どういう扱いになっているんですかね。教育委員会とは関係無いんですか、たけのこ学級。

大橋教育長：

いや、これで言いますと、共生社会の方に入ってきます。人権教育と社会。

日高委員：

共生社会推進というところですか。

大橋教育長：

そうです、はい。

服部委員：

どっか書いてあったね。

大橋教育長：

係名でいきますと共生社会・人権教育グループの中の児童・生徒支援係っていうところが、たけのこ学級の管轄になってきます。

武田委員：

おそらく誤解を生んだり、混乱とかあると思うんですけど、町民の方に関係があるのって、主に学びのまち推進課に集約されたと思ってもいいかもしれないですね。学びのまち総務課は皆様にはあんまり関係ございませんという言い方もしていいのかわかん

ないですけど。

日高委員：

学校関係が、総務課になるんですかね。

武田委員：

建物ですよ。

日高委員：

建物。

武田委員：

だから、学校関係の中身の部分は推進課ってことですよね。大分考え方変えなきゃいけないですよ今までと。

日高委員：

そうですね。

武田委員：

だから子どもに関する事とか、皆さんが疑問に思っておられることって、おそらく推進課に集約されてくる感じですね。

日高委員：

そうなるんですか、ああ、へえー。そうするとやっぱりこれじゃ分かりにくいかな。なんか私どしろうとというか、考えると。学校関係が、学びのまち総務課で、生涯関係というか、その一般の地域的なことの学びが推進課かなあっていうイメージは持ちましたけど。

武田委員：

まあ確かに今までそういう流れですよ。

日高委員：

そうそう。

服部委員：

地域に開かれた学校という観念から学校と生涯を。

日高委員：

くっつけたみたい。

服部委員：

くっつけてしまって、ハードとソフトみたな感じに初めイメージしたんだけど。名前がね、名前がちょっと分かりにくい感じがした。

日高委員：
そこがわかるような名前だとね。

武田委員：
そうですね。名前難しいですよ。

日高委員：
学びのまちはいいと思うんですけど。

武田委員：
いいですよ。

日高委員：
その後の、ここは全体のことです、ここはハードです、ソフトですみたいなのはわかるんですけど。

武田委員：
なんかこれって発表の仕方はどうされるんですか。なんか後にご説明丁寧にされるとか、町民の方に分かっていただければいいとは思いますが。多分名前だけパンと出ると、今おっしゃるみたいにちょっと。

日高委員：
どっちになったんですかみたいなところでなんか。この人事を見ても結果学校が上じゃないですか、公民館が下に書いてあるから。

武田委員：
なるほど確かに。

日高委員：
やっぱりパッと見た感じは、学校関係が上で、総務課で、地域関係が推進課なのかなってこの表を見るとそう思うし、名前だけだと私はよく分からない。どっちが学校関係で、言われたようにそうじゃなくてハードとソフトだよって言われると、ああなるほどって思うんですけど。

武田委員：
うーん、なるほど確かに。これ表だけ見ると。

服部委員：
上が小・中で確かにそう思います。多分技術校務員の方だから学校施設関係で上にいったんだろうなという理解は出来たけれども、ぱっと見た時にああ上が学校で下が公民館かっていう感じはしますよね。

武田委員：

実際は、多分混ざっているところがありますよね。でこの表おそらく町民の方に見せる訳では無いですよ。それをなんかうまくハードとソフトで、公民館と学校もオーバーラップしながらカバーしてるんですよみたいなのが出せるということですよ、おそらく。

大橋教育長：
そうですね。

武田委員：
名前って総務課って確かにでも総務課ですよ。難しいですよ、こう名前。

日高委員：
うちの夫に聞いたら、じゃあ総務課とどう違うんだって言われて、や、あの教育委員会と総務課だよって言ったんだけど。

武田委員：
そうですね、組織図自体が難しいですよ、普通わかんないですよものね。

服部委員：
今さら名前を変えるわけにはいかんのでしょから。

日高委員：
説明の仕方をこう。

武田委員：
そんな気がしますね。なんかわかりやすい表現で。

大橋教育長：
そうですね。今本当おっしゃっていただきましたけど、名前だけ先行しちゃうと、なかなか理解に苦しまれる方もおられるなというのは改めて感じました。ことあるごとに口頭での説明であったり、説明資料としてもう少し、じゃあ総務課はどういったものがありますかって、学校の建物の管理、公民館の建物の管理、っていうふうなことを付け加えておくとなんとなく、こちらハード面でまとめられたかなというのが、ところで少し努力をして理解いただくようにしていかないといけないなあというふうに思いました。多分これ自体を広報に出るんだよな。

高瀬学校教育課長：
今度4月広報で、こういう形じゃないですけど、出ますけど。

大橋教育長：
出るよね。

高瀬学校教育課長：
下に主だった仕事の部分も入ってくるんですけど。それだけじゃ分らんか。

井上委員：

総務課は町民と関わることってどっかあるんですか。

高瀬学校教育課長：

ほぼほぼ無いです。

大橋教育長：

ほぼほぼ無いですね。

井上委員：

ほんでは基本的には高瀬さんのところで全部って話でしょ。ご相談は。

武田委員：

かわったら高瀬課長へ。

井上委員：

ご案内すれば大丈夫なんですか。今まではいろんな窓口があったけど。そこに言えばみたいな話ですよ、どちらかと言うと。

高瀬学校教育課長：

まあ、そうですね。

井上委員：

その中でグループが分かれてると言う話なんで。

日高委員：

今までは学校と地域と分けたような感じの、子どもと大人みたいな感じだったのを、そうじゃなくて子ども大人も、学校も地域も一緒になってみんなで学んでいこうみたいなイメージを、その下のところの部分にもっていきとしたり、いいなどは思うんですけど。それがわからなかった見ただけじゃ。

武田委員：

いやだから多分機能的な意味はすごくいいわけで。

日高委員：

ですね。

武田委員：

後は問題は伝え方ですよ、おそらく。ハードとソフトが分かりやすいとは思うんですよ。今おっしゃったみたいにみんなで混ざってやることで、教育効果も高まるし、施設っていうのもまとめて議論する必要があるってのはめっちゃくちゃよく分かるんですけど。わかってもらわなきゃいけないんで。

大橋教育長：

ちょっとしっかりとアピールを。

服部委員

アピールを。

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。それではいろいろとご意見等々いただきました。特に周知の方法であるとかってというのは、工夫が必要であるというご意見をいただきましたので、なんとかですねご理解いただくように努めてまいりたいというふうに思います。それでは議案第72号につきましてお認めをいただければと思います。いかがでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。それでは議案第72号についてはお認めをいただきました。

続きまして議案第73号 邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示の制定についてお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第73号 邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係告示の整備に関する告示の制定についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。こちら制定文ですので、最初のところで制定条文をつけております。基本的には先ほどの議案第72号と同じですが、こちらは要綱、主に要綱の中で告示をしたもの。町民の方にお知らせするというふうなところで告示という行為をとりますが、それをしたものの中で課名の変更等、今回第1条から第7条全て課名の方を該当する係名等々申し合わせました形で課名の方変更させてもらっております。その中で但し、第1条だけなんです、第1条の評価結果に対する苦情の申出及び取扱いに関する要綱の一部改正というものがございまして、その中の第1条の中の1条として地方公務員法の対象条文の変更等がございましたので、そちら告示の中の第1条の第1条中というふうなところがございまして、ここを28条の5第1項を第22条の4第1項に改めるというふうなところで、こちらだけは追加をさせてもらっていますが、それ以降の分については、課名の変更となっております。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けておりますが、それぞれ変更したものをそちら付けておりますのでご覧いただければと思います。これについては以上でございます。

大橋教育長：

これも基本的には課の名前が変わったので、改めていくということが主なものでございます。但し第1条中のものについては上位法の改正によってこのように読み替えていくというふうなところでございます。教育委員会もいろいろ規則等も、規則であったり、要綱

であったり持っていますが、この件につきましては要綱でございます。評価結果に対する苦情の申出。この評価結果に対する苦情って言うのは、第三者評価委員会の。

高瀬学校教育課長：

いや、じゃあないです。人事評価に対する職員の苦情申し立て部分のことについて定めがある要綱がありますが、その中にこの課名が出てますので。

大橋教育長：

分かりました。最初は、人事評価、次いででは邑南町の教育の在り方、3つ目は子ども読書活動の要綱、第4条は郷土館推進協議会の設置要綱、第5条が食育推進協議会の設置要綱、6条が井原公民館再整備検討委員会設置要綱、第7条が史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会の設置要綱でそれぞれ課の変更を行っているということでございます。この件についてはよろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

それでは議案第73号につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。続きまして、議案第74号邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定についてお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第74号 邑南町教育委員会事務局組織の一部改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令の制定についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。こちらの方第1条から第3条まで全て要綱となっておりますが、こちら訓令の方でございます。訓令というのは、職員の方ですね、知らしめるための要綱等を訓令という形で交付しておりますが、こちらの中でも同じように課名等をこちら改正させてもらったものでございます。一枚はぐっていただきますと、そちらに制定条文を付けております。第1条ハラスメント防止に関する要綱の一部改正での課名の変更をしております。それから第2条の方としては邑南町小中学校における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の一部改正。こちらについても課名が出ておりますのでこちらを改正したものでございます。それから第3条邑南町教育委員会在宅勤務実施要領の一部改正についてでございます。こちらも課名が出ておりますのでこちらも改正させてもらったものでございます。いずれも令和5年4月1日から施行とさせていただきます。次ページ関係する新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。これについては以上でございます。

大橋教育長：

この議案につきましては訓令の方、職員向けに知らせるためのものがございます。同じように課の変更がございましたので、それぞれ改めていくというようなところで3つ上がっております。ハラスメント、障がいを経由とする差別の解消、在宅勤務に関連する3つの要綱でございます。

日高委員：

さっきの表だと総務課がハード面で、推進課がソフト面だとしたら、そのハラスメントとか障がいってというのは、どっちに入るんですか。

高瀬学校教育課長：

ハラスメントについては基本的には総務課系が持ちます。総務係系が。

日高委員：

それはハードになるんですか。

高瀬学校教育課長：

ハード・ソフトというふうな区別ではなくて、全体に関わることについては総務課の方での、総務係もつようなことに整備、町長部局でも整備されていますので、教育課もそういう形で直した形で整備しております。

日高委員：

なんか元々学校教育課っていうところを総務課って改めるだけみたいな感じがして、その中身を分けるんだとしたら、1つ1つは、これはどっちにあてはまるんだろうっていうふうなのを討議も必要かなあと思ったりするんですが。ぱっと感じると、障がいに関する事とか、ハラスメントに関する事は、人権とか心の問題だからソフトになるんかなってイメージはあるんですけど。それをなんだろう学校教育課だったものをそのまま総務課にして、生涯学習課だったものを推進課にするっていう分け方のような気がしちゃって、それは違うんですね、考え方として。

高瀬学校教育課長：

このハラスメントはですね、教育委員会内の職員であるとか、学校の先生方も全て対応したところになりますので、管轄でいうと総務課の方になりますので、そういうことです。

日高委員：

そこが1つ良く分からないと思って。

武田委員：

子ども達については推進課の方になりますよね。

日高委員：

ああなるほど。

武田委員：
職員のことは。

日高委員：
そうか総務課か。

三上生涯学習課長：
働いている部分でということ。

日高委員：
なるほどね。分かりました。

大橋教育長：
それではこの議案第74号につきましては同じような理由で課名の変更をさせていただいたということでお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：
ありがとうございます。では議案第74号はお認めをいただいということでございます。
続きまして議案第75号でございます。邑南町社会教育委員の委嘱についてよろしく
お願いいたします。

三上生涯学習課長：
議案第75号 邑南町社会教育委員の委嘱についてでございます。このことについて
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決
を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、そこに表を載せておりますが、
令和4年度から次の新しい令和5年4月1日から令和7年3月31日の任期の委員さん
で、引き続き続けていただけることが決まっている方のみを今回の委嘱ということであげ
させていただいております。決まっていない宛職であったりという部分については、また4
月の教育委員会等で、委嘱についてあげさせていただければと考えております。以上で
す。

大橋教育長：
今の社会教育委員の方説明をいただきました。今回の提出をさせていただいている、
あくまで2年任期で宛職ではない方々、宛職の方もおられるんですけど、引き続き組織
の改編がされていない団体さんは引き続きお受けいただけるという確認がとれておりま
すので今回提出をさせていただきました。あとは中学校・小学校長の代表の先生にお入
りをいただきます。これは4月1日以降の校長会等々で決定をされる予定となっております。
併せて、PTA会長さん、小学校・中学校のPTA会長さんにもお入りをいただけます

けど、これは4月下旬 PTA 総会を終わらないと新しい会長さんが決まりませんので、そういった方々につきましては後ほどまた、多分5月の教育委員会になろうかと思えますけど、提出をさせていただきたいというところがございます。この件につきましては、引き続きお受けいただける2年間の委員さんにつきましては以上でございます。先ほど言った宛職の方々については2年任期と言いながら、多分1年で変わられる方もおられるのかなあというふうには思っております。またその都度提出をさせていただきたいというふうに思っております。それでは議案第75号につきまして今回提出をいたしました委員の皆様へ委嘱についてはお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：

ありがとうございます。

続きまして議案第76号でございますけど、これは少し時間をいただかないといけないのでここで一旦休憩をさせていただきたいと思えます。

三上生涯学習課長：

再開後の邑南づくり教育計画の改定についてでございますが、担当の者を同席させてもよろしいでしょうか。

教育委員：
はい。

— 一旦休憩 —

— 再開 —

大橋教育長：

続きまして議案第76号 邑南づくり教育計画の改定についてよろしく願いいたします。

三上生涯学習課長：

議案第76号 邑南づくり教育計画の改定についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。それでは担当の方から説明を。

大橋教育長：

それではお願いいたします。

原田調整監：

生涯学習課の原田です。私の方からは、邑南づくり教育計画について、年明けまして1月25日この教育委員会の方で第1回の此度の改定についてご説明をさせていただきます。

まして、2月7日も含めてこの改定について皆様からご意見をいただいているところでございます。ご意見の中に児童生徒数の減少であったりとか、あと海外であったりとか、LGBT等の方などを受け入れられる地域づくりについてであったり、世界でも羽ばたける力の育成のことであったり、あとリモートであったり、ネット関係の発達によってのその世界でも羽ばたける力の考え方であったり、教育格差、たくさんのご意見をいただいております。こういったご意見をいただいた後に、両課担当者の方で会議をもちまして、いただいたご意見を含め、あらためまして計画案について再度協議を行ってまいりました。事前に今回この計画案については送付をさせていただいておりますので、本日はこの4月から5年間のこの邑南づくり教育計画についての全体的な説明を再度させていただき、いただいたご意見を中心にご説明をさせていただきます。そうしますと、まずこの計画案の1ページから12ページの部分につきましては、前回でもご説明をさせていただきました。今回の改定の趣旨等について記載をさせていただいております。今回の改定につきましては、世界にも羽ばたける力の育成という方向性については、引き続き継承するものとし、自然であったり、歴史それから文化、産業などの地域の資産を生かしながら、教育の中での主体性をもった地域の担い手の育成、それから地域の活性化を目指すこととしています。また学習指導要領の改定によりまして、学校と地域がより良い社会をつくる目標を共有していく、社会に開かれた教育課程の実現、それからSDGsの取組目標にもなっています質の高い教育というところにも繋がってまいりますが、島根の学力育成推進プランにあります授業の質の充実、家庭学習の充実、地域に関わる学習の充実について、この度の改定のポイントとしております。それからこれまで前回のところでも教育長のほうからもありました学校・地域どちらかのはたらきかけが多かったことを、この度の改定では地域とともにある学校づくり、それから学校とともにある地域づくりという、学校と地域との連携を今まで以上に評価しながら、子ども条例との整合性をはかりつつ、変化している社会情勢も照らしながら改定を進めております。そうしますと、11ページをご覧ください。ご意見をいただいております、児童生徒数の減少について、どのように取り組んでいくか、考えていくかということについてですが、これにつきましては現段階のところでは、その課題についての解決策というのは、定住人口ということにも関係してまいります。この教育ということですね、生徒児童数の減少について⑤番にあります、魅力ある学校づくりという項目の下から4行目にありますように、小規模校のメリットを最大限にいかした取組というところを一層支援するということで、表現をさせていただいております。それに関連して、ちょっとページが飛ぶんですが、21ページをご覧ください。21ページ真ん中あたりにあります②社会教育の充実というところの部分に、これは赤字でお示しさせていただいておりますが、定住人口の確保と維持というところを課題に入れております。定住人口が少ない中での共に未来を見つめられる、見つけていける人づくりを目指す、というところを入れさせていただきました。ページ戻っていただきまして、次に14ページ、15ページをご覧ください。ここにつきましては、15ページのところ担当課、取組の担当課の方を現時点では入れておりません。この度の委員会の再編等によりまして、事務分掌等改正もございますので、この部分については後日担当課の方で入れさせていただきますことをご了承いただけたらと思います。続きまして18ページ、19ページをご覧ください。世界へも羽ばたける力の育成についてです。先ほども少し出させていただきましたが、リモートであったり、ネット環境の発達というところもあって、どこを拠点にしても地元に住なくても地域とどのように関わっていけるのか、そういった関わりたい、これから地域貢献したいという人材育成について、ふるさとを思い、ふるさとのた

めに何かできるかということを考えて実行出来る人材育成について、この 18 ページの下から 2 行目から 19 ページにかけて、こちらは青字になっておりますが、記載をさせていただきます。続きまして 22 ページをご覧ください。こちらの方は、ご意見をいただいております教育格差というところ、それから海外、LGBT 等の方々を地域で受け入れられることについて、いただいたご意見について、記載をさせていただきます。⑤番にあります人権教育の充実についてです。こちらの少し下の部分になるんですが、茶色の文字で記載している部分になりますが、学校生活、家庭生活といった中で、いろいろな様々な困難を抱えている子ども達があります。そういった中で人権教育にあります進路保障という子ども達の自立、それから社会参加に向けた支援、個別の支援について取り組んでいることを記載をさせていただきました。それから海外、LGBT 等の方々を受け入れられる地域づくりができないと、人口増加にも繋がらないと言うご意見もいただいております。これにつきましては、そういった方々への理解それから実行していく、受け入れていくということは、人権教育の中でもとても大事な部分になってきます。人権教育については、いろいろな人権課題がございます。その課題についての理解のための繰り返しの学びというところ、お互いが理解しながらお互いを受け入れることが出来る地域づくりは、なかなか何をもってそれを達成できたことになるのか、という指標が明確に表せないというところが現状にあります。ですがこの繰り返しの学びというところを少しこの人権教育の充実の部分で強調させていただいて、様々な人権課題について学びを止めない取組というところを今後も進めてまいります。続いて隣の 23 ページをご覧ください。(4)学校と地域が連携した取組の部分、というところになりますがこれにつきましては社会に開かれた教育課程が実現にも大きく関係してくるところではありますが、学校運営協議会、コミュニティスクールについて、記載をさせていただきました。このコミュニティスクールにつきましては、地域総掛かりで子ども達を育む体制づくり、保護者を含めて地域住民と学校が育てたい子ども像を共有しながら子どもの学びを充実させていくということがこれからの教育に必要なこととなってまいります。その中で子ども達が大人の姿を見ながら、地域は自分達でつくるんだということを感じながら子どもも含めて、みんなで持続可能な町づくりを進めていくことがコミュニティスクール導入の大事な部分になるかと思っておりますので、その部分について 23 ページの下から 6 行目あたり、茶色の文字で記載をしておりますが、このことについて追記をさせていただきます。本日のこの計画案につきましては事前送付をさせていただきますのでご確認をさせていただいたうえでご出席いただいておりますので、この教育計画の改定の説明については以上とさせていただきます。子ども達をとりまく環境の変化、それから社会情勢をみながらこの度の改定とさせていただきます、地域総掛かりで子どもの育ちを支えながら邑南町の人づくり、地域づくりというところについての計画策定としております。私の方からは以上です。よろしくお願いいたします。

大橋教育長：

ありがとうございます。今の説明、特に前回ご意見をいただいたところを中心に説明をしていただきました。それが色でいくと茶色の部分。

原田調整監：

そうですね、青字と茶色の部分。

大橋教育長：

青字もしくは茶色の部分で、一応このように書いてみてはどうだろうか、あるいは付け加えたらどうだろうかというようなところで事務局案を提示をさせていただきました。これを含めまして、何かまだまだいろいろ修正等あるかと思しますので、ご意見をおっしゃっていただいて、つめていきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

三上生涯学習課長：

15 ページのところなんですけど、今までは学校教育課、生涯学習課ということで括弧として表記をしてありますが、ほとんどのものが推進課にあたると思いますので、この表記自体をせずにいたらと考えます。

服部委員：

それは賛成です。

日高委員：

それでいいと思います、賛成です。

服部委員：

非常に細かいところなんですけど 21 のさっき説明があったところの②ですよね、あの中段に課題定住人口っていう言葉がありますけど。

原田調整監：

それは誤字です。大変失礼いたしました。課題定住人口の課題は削除をしてください。申し訳ありません、私も直前に気がつきまして、大変失礼いたしました。

武田委員：

その前の…も、ところは。

原田調整監：

はい。

武田委員：

同じことですか。

原田調整監：

ここの文章のところが、「いくのか、」ですね。

大橋教育長：

わかりました。

武田委員：

ちょっと細かい、大まかな流れはよくわかりました。これ表に出る文書ですよ。細かいところも見るとっていうことですよ。

大橋教育長：
そうですね。

武田委員：
まずは目次のところなんですけど、(In)(About)(For)のところのところがついていう名称が後で削れてるかなと思って。

原田調整監：
これにつきましては、これは先日両課で話をしたときに未来フォーラムというところで、変更させてもらいましたので、これにつきましてはありがとうございます。目次の方も変更させていただきます。

武田委員：
同じく地域文化のところの久喜銀山遺跡の保存のところなんですけど、27 ページの方で久喜銀山遺跡の文言を、消しておられるようなので、どちらか残すか消すか、統一がいかないと。27 ページの久喜精錬所後、消してて、久喜銀山遺跡の文言が入ってない。

原田調整監：
そうですね。

武田委員：
でてこいかもしれないですね。他にもあるかどうか知らないみたい。久喜銀山以外の想定があるかないかで決まるかなと思うんですけど。久喜銀山遺跡のことを指してのこの 27 ページだったら、もう入れていい気がするし、他のものを入れるなら目次の方が正解かなと思うし。

三上生涯学習課長：
国指定から繋がっているところでは久喜銀山遺跡だけです。

武田委員：
のみなんです、じゃあ後に入れていい。消した意図が何かあれば。

服部委員：
全体にあるからいいんじゃないですか。特に久喜銀山遺跡については国指定を遺跡指定をうけたとあるので、27 ページが。

武田委員：
これすごい細かいんですけど、目次をそしたら合わせるべきかなと。これ気になる人は気になる。整合性みたい。ここまで読まないと思うんですけど。文言が目次と対応が。

原田調整監：
そうですね、久喜銀山遺跡の国指定史跡。

武田委員：

それでもいいと思います。目次のところを。

原田調整監：

ここを久喜銀山遺跡ではなくって、そこに①のところが国指定史跡として。

武田委員：

はいそうするなら

原田調整監：

どちらか、久喜銀山遺跡にするのか、国指定史跡にするのかいうところですね。そうですね、要素としたら久喜銀山遺跡のなので、久喜銀山遺跡の方を残しましょうか。そうしますとこれについては久喜銀山遺跡のことを指しておりますので、久喜銀山遺跡で統一をさせていただきたいと思います。ですので、今回については27ページの方、「久喜銀山遺跡について保存活用計画を策定し」というところでさせていただこうと思います。

武田委員：

細かいところ続けていいですか、3ページの(2)のちょっと上のところなんですが、また平成17年以下文章ですけど、これたぶん過去の経緯の中で、この計画を策定されたということだと思うんですけど、一文が長くて最後のところがちょっとわかりにくいかなと思って。

原田調整監：

この下から4行目の「また」から。

武田委員：

そうです、はい。読んでいくと17年のを受け27年の受け、邑南づくり教育計画を策定していますっていうのが、この本章のことですよ、でなので軸に置き、この教育計画、邑南づくり教育計画を策定していますがいいのか、しましたがいいのかがちょっと。していますってなんかこれから、そういうニュアンスに見えて、これ過去の経緯からの文章を読んできると、ちょっとしましたって言わないと、ちょっと違和感があったんですけど、これ、個人的な感覚なのかちょっとわかんないんですけど。17年、27年ときてこれを作りましたっていうのが自然かなと思います。

原田調整監：

ときて、今邑南づくり教育計画が今現在ある。でつくった。

武田委員：

来ています。出来たときになんで。

原田調整監：

ありがとうございました。

武田委員：

今度 5 ページ目の、これも気にしなくてもいいかなとちょっと思うんですけど、基本構想の両括弧 | がきて、丸括弧 | がきて、次また両括弧 | がくるっていうのは、ちょっと論理がずれているから、下の両括弧 | を片括弧にするとか別の記号に書き換えてもいいかな。

原田調整監：

そうですね、片括弧にさせていただきます。

三上生涯学習課長：

③も。

武田委員：

③もそう。

原田調整監：

③もですね、これは片括弧で示させていただきます。

武田委員：

③のところの(3)のところなんですけど、これからの生きるために必要な学力の育成、「これからを」「これからは」だと。

原田調整監：

これから。

武田委員：

てにをはがちょっと。だから「これからを」かな。

原田調整監：

「これからを」ですね。「これからを生きるために必要な」「これからを生きる」。ありがとうございます。

三上生涯学習課長：

ここもなんか違う。

原田調整監：

そうですね、これは今度そのまま丸になっていますね。これは片括弧で。5 ページから 6 ページの②の部分なんですけど、②の部分が丸括弧で数字がなってますね。これが片括弧に修正をいたします。

武田委員：

私からは以上です。すみません細かいところが。

原田調整監：

いえ、言っていたいただいてありがとうございます。

大橋教育長：

その他いかかがでしょうか。

日高委員：

もっと細かいこと、21 ページのところ3 だけがなんで二重丸なのか、かなと思ったんだけど。

原田調整監：

そうですね、失礼いたしました。変換するとき、二重丸になってましたね、失礼いたしました。ここも修正いたします。

武田委員：

こういうのやっているとわかんなくなりますよね。

大橋教育長：

以前もご説明いたしましたけど、この計画は5 年計画になっております。その大元になるのが、10 年計画の第2 次総合振興計画、今動いております。総合振興計画の方も、いずれまた10 年がきますと、改定になってまいります。邑南町が進むべき道しるべになる計画になりますので、そうするとまたその10 年計画を受けて我々も5 年計画を見直していかなければいけないところです。これを受けて毎年1 年間の今度は具体的に何をやっていくのかっていう実施計画をつくってまいって、それを評価をしてもらおうという作業が入ってまいります。そういうことで、この計画は考え方というか、方向性をしっかりと示すというのが1 つの大きな役割になっておりますので、それもふまえてこの方向性はおかしいんじゃないのということがあればおっしゃっていただければと。

武田委員：

今更こんなこと言ってもあれなのかも知れないですけど、例えばさっきの総務課と推進課の枠組でいくニュアンスは、あんまりここには反映されていないが大丈夫なんですか。

大橋教育長：

そうですね、はい。考えはしたんですけど。

武田委員：

難しいですね、確かに。

大橋教育長：

1 年ごとの見直していうのもあったりして、ここに入れるとなかなか、5 年間という括りもあったりして、あくまでそれをした方向性は載せてますけど。いかがでしょうか。

原田調整監：

皆様からご意見をいただきましたとおり、私自身も逆に勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

大橋教育長：

それじゃあ後スケジュールとしては、今いただいた修正点を修正した後に。

原田調整監：

その後にもうすでに社会教育委員の皆様とそれから文化財保護審議会の皆様にもこの計画案については、お示しをさせていただいて、ご意見等をいただいているものを反映させていますので、この教育委員会のほうで上程させていただいて、教育委員の皆様からも最終ご意見をいただいておりますので、この計画につきましては、本日いただいた文言的などころの修正をさせていただいて、4月の段階で最終教育委員の皆さんにお示しをして、ご承認いただく流れになろうかと、私の中では思っておりますが、いかがでしょうか。

大橋教育長：

ありがとうございます。本日ご意見をいただいて、それを最終案として加筆訂正した後に4月の教育委員会で決定をしまいるというようなところでよろしいですか。

原田調整監：

と思っております。それで一番初めの説明の時に、パブリックコメントについて、検討しているところをお話をさせていただいたんですが、その後両課の方で再度協議をしまして、この計画につきましては、教育委員会としての取組の方向性ということに、計画ですので、今回はパブリックコメントはしないということで、ご了承いただければと思っております。

大橋教育長：

今事務局からもありましたとおり、この計画は議員の皆様方に、議決を求めるものではございません。あくまで教育委員会の姿勢としての声を表に出していくということですので、最終的な決定権は教育委員会にあるということで、パブリックコメントをひかえさせていただきます。それではないようでしたら、今日のところで、方向性であったり、考え方であったりということはお認めいただけますでしょうか。

教育委員：

はい。

大橋教育長：

ありがとうございます。それでは先ほどいいましたように最終は、4月の教育委員会で決定をさせていただこうというふうに思っております。ありがとうございました。それでは続きまして、議案第77号でございます。邑南町スポーツ推進委員の委嘱についてよろしくお願いたします。

三上生涯学習課長：

議案第77号 邑南町スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと任期が満了のため、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの任期におけるスポーツ推進委員の皆さんの名簿となっております。17番の森口光将様が新たに委員となりまして、それ以外の方はすべて引き続き委員をしていただくことを了承をしていただいております。以上です。

大橋教育長：

スポーツ推進委員さんにつきましてはご覧のとおりで17番の森口委員が新しく入られたと。これは入れ替わりでいいの。

三上生涯学習課長：

はい。

大橋教育長：

はい、ということでスポーツ推進委員さんいずれにしても年齢もですね、バランスよくなっておりますし、比較的移動がほぼほぼないような状態でお務めをいただいているところでございます。それではこの件につきましては人事案件でございますので、お認めをいただけるということでよろしいでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。それでは議案第77号につきましてはお認めをいただきました。続きまして議案第78号学校歯科医の委嘱についてよろしくお願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第78号学校歯科医の委嘱についてです。これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら名簿を付けております。名前は藤本伸一さんでございます。この度4月から新たに歯科医を開業されるということで、これまで邑智病院の方に委託をさせてもらっておりましたが、邑智病院の方からもご指導等々もございまして新たに藤本先生の方に、そちら担当校を書いておりますが、石見東小学校、石見中学校の方担当していただければと思います。任期につきましては、すでに昨年教育委員会で2年間の任期を委嘱させてもらっておりまして、藤本先生については残り1年の任期ということで委嘱させていただきます。新たに令和6年4月1日からまた2年間任期ということで、他の先生方と併せて委嘱させてもらえればと思っておるところでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

学校歯科医の委嘱について、藤本先生が新たに開業されるということで提出をさせていただきます。他の学校については、邑智病院。

高瀬学校教育課長：

近くの学校だけについては、今の邑智病院に委嘱しているところがほとんどありません。

大橋教育長：

ない。

高瀬学校教育課長：

はい。

大橋教育長：

だから邑智病院におられた時も、この東小学校と石見中。

高瀬学校教育課長：

あの時は、やってもらっておりましたが、今回独立されたということで。まあ1名歯科医の方新たに来られますけど、せっかく地元になんたな歯科医を開業されたということで、そちらの方へお願いされたらどうですかというふうなところ邑智病院の方からお話いただきましたので、今回そういうふうな形でとらせていただければということで藤本先生の方にも内諾をいただいたところです。

大橋教育長：

藤本先生邑智病院から開業されたということではありますけど、担当校については引き続き継続ということで了解を得ているようでございます。それではこの議案第78号につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。続きまして議案第79号でございます。邑南町郷土館館長の任命についてよろしく願いいたします。

三上生涯学習課長：

議案第79号邑南町郷土館館長の任命についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決求めるものでございます。一枚はぐっていただきまして、館長の任期は2年となっております。令和5年4月1日から令和7年3月31日まででございます。館長は引き続き森岡弘典さんに引き続き館長をお願いしたいと思ひ議案しております。以上です。

大橋教育長：

郷土館の館長の任命についてでございます。森岡館長につきましては、引き続きお受けいただこうとしているものでございます。よろしいでしょうか。それでは議案第79号に

つきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。つきまして議案第 80 号でございます。邑南町立図書館館長の任命についてよろしく願いいたします。

三上生涯学習課長：

議案第80号邑南町立図書館館長の任命についてでございます。このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、任期は先ほどの郷土館館長と同じ任期で、2年でございます。洲濱信夫様引き続き館長をお引き受けいただくことになっております。以上です。

大橋教育長：

つきまして邑南町立図書館館長の任命についてでございます。洲濱信夫館長引き続きお受けいただくとするものでございます。この件につきましてよろしいでしょうか。

教育委員：
はい。

大橋教育長：

それでは議案第 80 号につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：
了

大橋教育長：

はい、ありがとうございます。つきまして議案第 81 号でございます。邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部改正についてよろしく願いいたします。

高瀬学校教育課長：

議案第 81 号 邑南町立小・中学校の教職員の服務規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めますのでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表を付けておりますのでご覧いただければと思います。教育委員会の方で定めております邑南町立小・中学校の教職員の服務規則ですが、その中の第 2 条のところ、第 1 項第 1 号と第 2 号のところそれぞれ条文適用、法律の適用条文を載せておりますが、そちら上位法が変更となりましたので、そちらこのように変更させてもらうものでございます。これについては以上でございます。

大橋教育長：

この件につきましては、上位法の改定により、条文等々の文言を変えていくというようなものでございます。この件につきましてよろしいでしょうか。それでは議案第81号につきましてお認めをいただけますでしょうか。

教育委員：

了

大橋教育長：

ありがとうございます。以上用意しておりました議案第67号から81号まですべてお認めをいただきました。ありがとうございました。

日程第7 閉会宣言

以上で、第16回を終了します。 (~12:00)